

厚生労働省が取り組む再発防止策(要旨)

職員の意識改革について

- ・ 職員の法令遵守意識を再確認し、独立行政法人等の職員と接する場合も、民間の利害関係者と同様の節度を持つ心構えを徹底するため、下記に掲げた再発防止策に沿って、本省・地方の幹部会議での周知・徹底、階層別研修などの研修の場を活用して職員の意識改革の定着に取り組む。

調達について

- ・ 企画競争における評価委員会のメンバー構成を見直す（委員長は外部有識者。外部有識者の割合を3分の1から2分の1以上に引上げ）。
- ・ 公共調達委員会のあり方を見直す（企画競争については、新規事業又は前年度一者応募の事業は全て対象。委員長は外部有識者。外部有識者の割合を2分の1以上に引上げ）。
- ・ 調達事務を適正に進めるため、遵守すべき事項を周知・徹底するとともに、調達情報が適正に管理されているか等について公共調達委員会の審査を経た上で、調達に着手する仕組みを設ける。
- ・ 基金事業の入札公告を本省で行う場合には、公共調達委員会の審査を経ることとする。
- ・ 独立行政法人が契約先となった調達案件については、契約までの間に不適切な行為はなかったか等について公共調達中央監視委員会のチェックを受ける仕組みを設ける。

決裁のあり方について

- ・ 調達に関する文書を発出するにあたっては、原則として電子決裁によることを徹底する。
- ・ 調達に関する文書について、文書管理システムへの保存手続きを完了しなければ、文書を施行してはならないことを徹底する。
- ・ 電子決裁の利用促進に向けて職員への周知、研修等を実施する。
- ・ 文書決裁の運用を明文化・厳格化する。

決裁終了前のHPへの登録等の防止について

- ・ 調達に関する文書のHP掲載及び掲載後の訂正等については、HP登録等の際に完結した決裁文書の写しが添付されていない場合は、差し戻すこととする。

懇親会に際し留意すべき事項について

- ・ 当分の間、厚生労働省職員と機構役職員との飲食を禁止する。
- ・ 入札前や監査前など一定の期間、厚生労働省職員と利害関係者との飲食を禁止する。
- ・ 利害関係者と飲食を共にした場合は費用負担の証明を残すとともに、年に1回程度、職員自らが自主点検できる仕組みを構築する。

業務執行体制の確立について

- ・ 幹部職員研修を活用し、各段階の管理者が十分なリーダーシップを発揮できるように取り組む。